

熊本県観光拠点支援事業費補助金交付要項を次のとおり制定する。

令和2年6月23日

公益社団法人 熊本県観光連盟 会長 矢田 素史

熊本県観光拠点支援事業費補助金交付要項

(通則)

第1条 宿泊施設に対する「観光拠点支援事業費補助金（以下「補助金」という。）」の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、地域企業再起支援事業費補助金交付要綱（20200427財中第2号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年7月23日規則第34号）、熊本県商工観光労働補助金等交付要項及びその他の法令の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、関連事業者が多く、観光の要となる熊本県内の宿泊施設に対して、新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。以下、同じ。）の影響による大幅な宿泊客減少に伴う事業活動の減衰からの再起を促進し、地域経済の持続可能性の回復を図るため、経営資源の改善を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、第5条に規定する交付の申請時点で事業を継続中の中小企業者（中小企業支援法第2条第1項で規定する中小企業者をいう。）が営む熊本県内に所在する宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項の営業に係る施設。以下「施設」という。）が実施する経営資源の改善に係る取組み（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、公益社団法人熊本県観光連盟会長（以下「会長」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する施設の取組みは交付の対象としない。

3 第1項における補助対象経費及び補助率等については、別表のとおりとし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(連携計画の提出)

第4条 管内に補助事業を申請する施設が所在する市町村は、別に定める要領に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した連携計画を作成し、会長に提出するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による管内宿泊施設の事業活動の減衰の状況
- (2) 講じようとする独自施策と補助事業との連携に係る具体的手法及び実行体制
- (3) 補助事業に期待する事項

2 会長は、前項の規定による連携計画の提出があった場合には、当該連携計画の内容について審査を行い、補助事業の効果的執行のため、必要に応じて市町村と宿泊施設に対して助言し、両者の連携を促すものとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業を実施する中小企業者（以下「事業者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に会長が定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を事業者へ送付するものとする。

2 会長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 会長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく緊急事態宣言の発令日（令和2年4月7日）以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、申請書に記載する事業との同一性が事業計画書等によって確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取下げ)

第7条 事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に会長に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第8条 事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 事業者は、補助金に係る経費について、様式第3による補助金調書を作成しておかなければならない。

3 事業者は、第1項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助金計画変更（等）承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、20パーセント以内の増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第10条 事業者は、補助事業を遂行するために必要な契約を行うに当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

2 事業者は、契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、会長から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、会長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

3 会長は、事業者が前項本文の規定に違反して会長からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、事業者は会長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

4 前項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第11条 事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 会長が第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、事業者が会長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、会長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、事業者から債権を譲り受けた者が会長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 会長は、事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 会長は、事業者による債権譲渡後も、事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、会長が行う弁済の効力は、会長が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による事故報告書を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、会長の要求があったときは速やかに様式第6による状況報告書を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和2年1月30日のいずれか早い日までに様式第7による実績報告書を会長に提出しなければならない。

2 事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、会長は期限について猶予することができる。

3 事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 会長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8により事業者に通知する。

2 会長は、事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 都道府県は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による精算（概算）払請求書を会長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第18条 会長は、第9条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業者が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 事業者が、別紙の誓約事項に違反した場合

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第19条 事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 事業者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に様式第11による取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

4 会長は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を公益財団法人熊本県観光連盟（以下、「連盟」という。）に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、会長が別に定める期間とする。

3 事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(産業財産権等に関する報告)

第21条 事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第13による「産業財産権等取得等届出書」を会長に提出しなければならない。

(収益納付)

第22条 会長は、事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を連盟に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第23条 事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除等に関する誓約)

第24条 事業者は、別紙の誓約書の記載事項について補助金の交付申請前に確認の上、交付申請書の提出の際に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第25条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から適用する。

別紙

誓約書

当社（個人にあつては私）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記の事項のすべてを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 申請に係る施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に該当する施設ではありません。
- 申請する事業は、他の補助事業等において補助を受けている又は補助を受ける予定の事業ではありません。
- 会長から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請書類等に不正等が判明した場合は、補助金の返還及び交付を受けた施設名などの情報を公表されることに同意します。
- 申請に記載された情報について、国及び地方公共団体から依頼があった場合及び連盟の他の業務で利用する必要が生じた場合、提供することに同意します。
- 当社（個人にあつては私）は、暴力団（熊本県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではなく、当社の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、又は使用人その他の従業員等、経営に参画するものをいう。以下同じ。）も、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- 役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。
- 役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- 役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 交付要項の規定を順守し、実績報告をはじめ、補助金額の確定のために必要な書類等について、遅滞なく提出します。

公益社団法人 熊本県観光連盟会長 様

令和 年 月 日

施設所在地	
施設名称	
申請者住所	
氏名 (法人の場合は名称 及び代表者職・氏名)	印

別表

宿泊施設の事業実施に係る経費

補助金の名称	補助事業		補助率	一宿泊施設に対する補助上限
	補助対象経費の区分	内容		
観光拠点支援事業費補助金	観光拠点支援事業	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて実施する以下の取組みに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止に必要な物品の導入 ・「新しい生活様式」に対応した業務改善や生産性向上に必要な備品の購入や職員研修等 ・地元産農林水産物を活用した食事メニューの開発 ・施設の安全性や地元産農林水産物を活用した食事等をPRするためのプロモーション ・その他、安全・安心を担保する取り組みや、宿泊者の増加に資する取組み 	4分の3を上限とする。	<p>旅館業許可証に記載の収容定員（又は別に定める実施要領で規定する定員）に応じて、上限額は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25人以下 10万円 ・26人～50人 15万円 ・51人～100人 30万円 ・101人～150人 45万円 ・151人～200人 60万円 ・201人～250人 80万円 ・251人以上 100万円

(様式第1)

年 月 日

公益社団法人 熊本県観光連盟会長 様

宿泊施設所在地	〒
宿泊施設名称	
申請者住所	〒
氏名（法人の場合は名称及び代表者職・氏名）	印
旅館業許可番号	

熊本県観光拠点支援事業費補助金交付申請書

観光拠点支援事業費補助金交付要項（以下「交付要項」という。）第5条の規定に基づき、標記補助金の交付について別紙補助事業計画書のとおり申請します。

なお、補助金に係る各種法令及び交付要項の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

担当者連絡先

担当者職・氏名	
連絡先電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

(様式第1-別紙)

補助事業計画書

1. 申請者の情報

1. 申請する宿泊施設の収容定員	人
2. 資本金の額又は出資の総額	円
3. 従業員数 (法人の場合は法人全体の人数)	人

2. 補助事業で実施する取組みの内容

--

3. 事業経費

(1) 支出計画

支出項目	支出額	導入 (予定) 年月日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
合 計	円	= (a) 補助対象経費

※ 消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9により速やかに会長に報告します。

(2) 収入計画

収入項目	収入額	備 考
1. 熊本県観光拠点支援事業費補助金	円	
2. 自己資金	円	
3. 借入金	円	
4. その他 ()	円	
合 計	円	= (a) 補助対象経費

4. 補助対象経費及び補助金交付申請額

(1) 補助対象経費	円 (a)
(2) (1) の 3 / 4	円 (b) (a) × 0.75 (千円未満切り捨て)
(3) 補助上限額	円 (c) 収容人数に応じた上限額を記載
(4) 補助金交付申請額	円 (b) と (c) の金額が低い方
(5) 補助事業完了予定日	年 月 日

添付書類：①誓約書 (様式あり) ②旅館業許可証の写し

③確定申告書の写し (法人の場合：確定申告書 (別表一) / 個人の場合：青色又は白色申告の「確定申告書第一表」)

(様式第2)

番 号
年 月 日

様

公益社団法人 熊本県観光連盟会長

熊本県観光拠点支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました観光拠点支援事業費補助金については、観光拠点支援事業費補助金交付要項（以下「要項」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付けで申請のありました観光拠点支援事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する補助金の額は、次のとおりとします。

補 助 金 の 額 金 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 事業経費の支出項目は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出合計額に補助率を乗じて得た額と要項別表の補助上限額とのいずれか低い方の額とします。

5. 事業者は、補助金に係る各種法令及び要項の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 要項第18条第1項の規定による交付決定の取消し、同条第2項の規定による補助金等の返還又は同条第3項の規定による加算金の納付
- (2) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (3) 連盟の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (4) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要項の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(様式第3)

補助金調書

(1) 支出計画

支出項目	支出額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

(2) 収入計画

収入項目	収入額	備考
1. 熊本県観光拠点支援事業費補助金	円	
2. 自己資金	円	
3. 借入金	円	
4. その他 ()	円	
合 計	円	

(様式第4)

年 月 日

公益社団法人 熊本県観光連盟会長 様

宿泊施設所在地	〒
宿泊施設名称	
申請者住所	〒
氏名(法人の場合は名称及び代表者職・氏名)	印
旅館業許可番号	

熊本県観光拠点支援事業費補助金計画変更(等)承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の内容(経費の配分)を下記のとおり変更したいので、観光拠点支援事業費補助金交付要項第9条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 支出計画の変更内容

変更前

支出項目	支出額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	= (a) 補助対象経費

変更後

支出項目	支出額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	= (a) 補助対象経費

5. 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

変更前

(1) 補助対象経費	円 (a)
(2) (1) の 3 / 4	円 (b) (a) × 0.75 (千円未満切り捨て)
(3) 補助上限額	円 (c) 収容人数に応じた上限額を記載
(4) 補助金交付申請額	円 (b) と (c) の金額が低い方
(5) 補助事業完了予定日	年 月 日

変更後

(1) 補助対象経費	円 (a)
(2) (1) の 3 / 4	円 (b) (a) × 0.75 (千円未満切り捨て)
(3) 補助上限額	円 (c) 収容人数に応じた上限額を記載
(4) 補助金交付申請額	円 (b) と (c) の金額が低い方
(5) 補助事業完了予定日	年 月 日

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第5)

年 月 日

公益社団法人 熊本県観光連盟会長 様

宿泊施設所在地	〒
宿泊施設名称	
申請者住所	〒
氏名(法人の場合は名称及び代表者職・氏名)	印
旅館業許可番号	

熊本県観光拠点支援事業費補助金事故報告書

観光拠点支援事業費補助金交付要項第12条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に係る金額 円

3. 事故に対して採った措置

4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第6)

年 月 日

公益社団法人 熊本県観光連盟会長 様

宿泊施設所在地	〒
宿泊施設名称	
申請者住所	〒
氏名(法人の場合は名称及び代表者職・氏名)	印
旅館業許可番号	

熊本県観光拠点支援事業費補助金状況報告書

観光拠点支援事業費補助金交付要項第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助対象経費の項目別収支概要

(1) 支出計画

支出項目	支出額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

(2) 収入計画

収入項目	収入額	備考
1. 熊本県観光拠点支援事業費補助金	円	
2. 自己資金	円	
3. 借入金	円	
4. その他()	円	
合計	円	

(様式第7)

年 月 日

公益社団法人 熊本県観光連盟会長 様

宿泊施設所在地	〒
宿泊施設名称	
申請者住所	〒
氏名(法人の場合は名称及び代表者職・氏名)	印
旅館業許可番号	

熊本県観光拠点支援事業費補助金実績報告書

観光拠点支援事業費補助金交付要項第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業の実績

(1) 補助事業の内容

(2) 重点的に実施した事項

(3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支表

(1) 支出

支出項目	支出額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

(2) 収入

収入項目	収入額	備考
1. 熊本県観光拠点支援事業費補助金	円	
2. 自己資金	円	
3. 借入金	円	
4. その他()	円	
合計	円	

添付書類：実施内容がわかる写真 (A4サイズの紙に貼付又は印刷)

(様式第8)

番 号
年 月 日

様

公益社団法人 熊本県観光連盟会長

熊本県観光拠点支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました熊本県観光拠点支援事業費補助金については、観光拠点支援事業費補助金交付要項第16条第2項の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|----|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 千円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 千円 |

(様式第9)

年 月 日

公益社団法人 熊本県観光連盟会長 様

宿泊施設所在地	〒
宿泊施設名称	
申請者住所	〒
氏名(法人の場合は名称及び代表者職・氏名)	印
旅館業許可番号	

熊本県観光拠点支援事業費補助金精算(概算)払請求書

観光拠点支援事業費補助金交付要項第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算(概算)払請求金額 円

2. 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときのみ記入。)

3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名	
支店名	
預金の種別	1. 普通 2. 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ

(様式第10)

年 月 日

公益社団法人 熊本県観光連盟会長 様

宿泊施設所在地	〒
宿泊施設名称	
申請者住所	〒
氏名(法人の場合は名称及び代表者職・氏名)	印
旅館業許可番号	

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

観光拠点支援事業費補助金交付要項第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------------------------------------------|---|
| 1. 補助金額(交付要項第15条第1項による額の確定額) | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額(3. - 2.) | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第 1 1)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格等が単価 50 万円以上の機械、器具、備品等とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、要項第 20 条第 2 項に定める期間を記載すること。

(様式第12)

番 号
年 月 日

公益社団法人 熊本県観光連盟会長 様

宿泊施設所在地	〒
宿泊施設名称	
申請者住所	〒
氏名(法人の場合は名称及び代表者職・氏名)	印
旅館業許可番号	

熊本県観光拠点支援事業費補助金財産処分承認申請書

観光拠点支援事業費補助金交付要項第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

① 処分する財産名等(別紙) ※取得財産等管理台帳の該当財産部分抜粋等

② 処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日
処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2. 処分理由

(様式第13)

年 月 日

公益社団法人 熊本県観光連盟会長 様

宿泊施設所在地	〒
宿泊施設名称	
申請者住所	〒
氏名(法人の場合は名称及び代表者職・氏名)	印
旅館業許可番号	

年度産業財産権等取得等届出書

観光拠点支援事業費補助金交付要項第21条の規定に基づき、下記のとおり産業財産権等の取得(出願、譲渡、実施権の設定)をしたので届け出ます。

記

1. 産業財産権等の種類及び番号
2. 産業財産権等の内容
3. 相手先及び条件(譲渡、実施権設定の場合)